

# 淀川水系流域委員会 第15回淀川部会

## 議事録 (確定版)

日時：平成14年5月27日(水) 13:30～16:30

場所：大阪会館 Aホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 15 回淀川部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの新田です。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、まず配付資料の確認をさせていただきます。皆さまのお手元の座席表と発言にあたってのお願い、議事次第の他に、まず資料 1 - 1 から 1 - 4 が、第 10 回及び第 11 回委員会の関連の資料です。資料 1 - 1 は「第 10 回委員会(2002.4.26 開催)結果概要(暫定版)」で、4 月 26 日に開催されたものです。資料 1 - 2 は「第 11 回委員会(2002.5.15 開催)結果報告」、資料 1 - 3 は「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」、資料 1 - 4 は「委員会中間とりまとめ(確定版 020509)に関する委員と河川管理者との意見交換」。以上が委員会関連の資料です。

資料 2 - 1 は「淀川部会中間とりまとめ(確定版 020514)」と書かれておりますが、こちらが先日の 5 月 15 日の委員会に出されました、淀川部会の中間とりまとめの最新版資料です。資料 2 - 2 は「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」ということで、こちらの方は 4 月 26 日、第 10 回委員会に提出された資料に対しての河川管理者の方からの質問事項です。資料 2 - 3 は「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答」で、こちらの方は、その質問に対して、各委員の方で、こういう形で回答すればよろしいのではないかという案を頂きましたものを集めたものです。資料 2 - 4 は「淀川部会『論点別ワーキンググループ』について」で、こちらの方は、5 月 18 日に開かれた論点別ワーキングをとりまとめたものです。

資料 3 - 1、3 - 2、3 - 3 が「シンポジウム開催概要」、「住民意見聴取の試行の案」、今後のスケジュールということで、中間とりまとめ以降の委員会或いは部会の活動に関する資料を提示したものです。

資料 4 は「第 14 回淀川部会における委員発言に対応する資料」で、こちらは、大戸川ダムと川上ダムに関する資料を河川管理者の方から提供頂いております。

資料 5 - 1 と 5 - 2 が「情報共有のための資料」ということで、5 - 1 の方は寺田部会長からの提供資料で、資料 5 - 2 は荻野委員の方から水利権等に関する資料を提供頂いております。あわせてご覧頂ければと思います。

参考資料 1、補足 1、2、3 がありますが、こちらの方は、前回の 4 月 5 日の部会、及びそれ以降に開かれました合同勉強会、或いは部会検討会の結果を示したものです。

参考資料 2 は「委員及び一般からの意見」ということで、この間に寄せられました、一般の方々からの意見を中心としてとりまとめたものです。

なお、参考としまして皆さまのテーブルの上に、現状説明資料という分厚いファイルを置いております。審議の参考として適宜ご覧頂ければと思います。

本日は、後ほど一般傍聴の方々に発言の機会を設けさせて頂いております。いつもどおり、委員の方々の審議中は発言をご遠慮頂いておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。発言にあたりましては、皆さま、必ず発言の前にお名前を頂くように、よ

ろしくお願いいたしたいと思います。

それでは本日は午後 4 時半に終了させて頂きたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、審議に移りたいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、15 回目の淀川部会を開始させて頂きます。本日もたくさんの方にお見え頂きましてありがとうございます。

お手元の議事次第の通り、5 月 15 日に委員会、各部会の中間とりまとめを策定し、対外的に発表いたしました。本日は、その中間とりまとめの内容に関して河川管理者の方との意見交換を行うということです。

淀川水系流域委員会は昨年 2 月に発足しましたが、淀川部会だけでも、もう 15 回目となりました。委員会も 11 回やっています。中間とりまとめというのはその名称の通り、河川管理者が、今後、河川整備計画の原案をおつくりになる上で、最低限必要なことについて、これまでいろいろやってきた検討状況を踏まえて取り敢えず中間的にとりまとめようということで作ったものです。

従って、流域委員会では、今年の秋ないし遅くとも今年度末までに最終的な答申を行うのが最終目標ですが、それまでの間に、中間とりまとめの中身を徹底的に議論し、その議論の過程では、河川管理者はもちろん、関係する自治体の関係者の方、また流域の多くの住民の方々など、様々な方々のご意見をお聞きする中で、熟したものにしていきたいと考えております。

ですから固定したものではありません。今後これを発展させていくという視点からみれば、不十分な部分が多々あります。それを今後、少しでも完成に近づけようというための作業の、本日は第 1 回とご理解を頂きたいと思います。

従って、後ほど河川管理者の方から、いろいろな疑問提起、問題提起をして頂き、そして委員会委員や部会委員の皆さまも意見を述べ、また理解不十分であったところは学習をして、議論を深めていくために、活発な意見交換をお願いしたいと思っております。

最初に、お手持ちの資料 1 - 2 にありますが、5 月 15 日に第 11 回委員会で中間とりまとめの発表を行っております。この委員会、それからその前の第 10 回委員会の大体の内容と、それから淀川部会も前回 4 月 5 日に部会を開催させて頂きましたが、実はそれ以後いろいろな形で検討会を行っております。その辺を庶務から簡単に紹介させて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、資料 1 - 1 から 1 - 4 と、資料 2 - 1 の補足「淀川部会の中間とりまとめの経緯」という資料をもとに、簡単にご説明をさせて頂きます。

まず委員会の説明を行います前に、資料 1 - 2 の補足の方をご覧頂きたいのですが、先ほど部会長の方からお話がありましたように、4 月 5 日以降、作業部会ですとか合同勉強会

等々を重ねております。

4月5日に第14回の部会で、部会の中間とりまとめに関して最終的な議論を行いました。部会終了後、作業部会を開きましてその修正の検討を行っております。

また10日にかけて部会での議論を受けて中間とりまとめの修正を行いまして、4月11日に合同勉強会、つまり、淀川部会だけではなく琵琶湖部会と猪名川部会を含めてさらに委員会の委員も含め、それぞれの部会の内容を発表し、議論して頂くような会合を持ちました。

その後、部会検討会ということで、部会ごとに分かれ、淀川部会の今後の対応について検討を行い、4月18日に第6回作業部会を開催いたしまして、最終的に4月26日に最終案を提出いたしております。

その後、5月11日に部会の検討会を開きまして、ここでは中間とりまとめ以降どのような形にするのかという点と、それから4月26日に出しました淀川部会での中間とりまとめについて、文言や表現等の修正を行い、5月15日に委員会に対して提出をするという流れとなっております。

また5月11日には、部会の中間とりまとめの内容を深めるという意味で、部会ごとの論点別のワーキングを開催することが決定しておりまして、早速5月18日に開催をいたします。論点別のワーキングの結果につきましては、資料2-4「淀川部会論点別ワーキンググループについて」にまとめさせて頂いております。

大きな流れとしては、以上に説明したような内容です。

4月26日の委員会の内容としまして、資料1-1「第10回委員会結果概要」をご覧頂きたいと思います。この委員会では、委員会の中間とりまとめについていろいろ議論をした上で、ほぼ内容を確定しました。また、5月15日の委員会では、委員会としての中間とりまとめの内容について河川管理者と質疑応答を行うことが決定しております。

また6月下旬、正確には6月23日となっておりますが、中間とりまとめの内容、或いは流域委員会の活動を周知するための、シンポジウムを開催するということが決定しております。

また同時に、特に行政法関係をご専門にされている関係上、様々な法律的な観点から意見を述べて頂くために、新たに山村氏を委員会委員として追加することが決定されております。

資料1-2「第11回委員会結果報告」をご覧頂きたいのですが、5月15日開催の第11回の委員会です。4月26日におよそ確定いたしました委員会の中間とりまとめに対して、河川管理者の方から質問を出して頂いております。あわせて淀川部会につきましても質問が出ておりましたが、時間の関係上、淀川部会の中間とりまとめに関する質問は見送られております。

委員会の主な決定事項としましては、委員会でワーキングをつくり、より具体的な議論を深め、水需要管理と、ダムや琵琶湖の水利操作、特に環境治水・利水等を調和させた水位操作、水路変動のあり方を検討するためのワーキングをつくって、検討を進めていくことが決定されております。

また河川管理者とのやりとりは、委員会と各部会で行うということですが、意見の整合を図るため、各部会は委員会に議論の内容を報告することも決まっております。

また次回委員会の開催を 7 月 30 日とするということも決定しました。

先ほど部会長からお話がありましたように、真ん中の審議の概要の部分をご覧いただきたいのですが、この中間とりまとめの性格というか位置付けについて、今出している中間とりまとめは、最新版であり、確定したものというよりむしろ、今後、河川管理者や住民、或いは自治体の方々との議論を踏まえて進化していくものであると考えるという説明が、委員長よりなされております。

以上、簡単ではありますが、第 10 回、第 11 回の委員会の説明とさせていただきます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

庶務からのご報告を聞いて頂きました通りなのですが、一言つけ加えさせていただきますと、5 月に入って 11 日と 18 日に部会検討会を開きましたが、本日の部会のように、どなたでも傍聴できるような形では開催をしておりません。部会検討会は委員による学習会的なものなのですが、5 月 11 日は、先ほど紹介がありました通り、中間とりまとめ発表後にこの部会は何をするべきかを、委員の皆さまで議論をいたしました。

委員の皆さまは専門家の集まりなのですが、専門分野がそれぞれ違いまして、同じレベルで議論はできません。そのため、少しでも委員の皆さまが各専門分野にわたって最低限必要な知識獲得、学習をしないと、実りある議論ができないのではないかということで、ワーキンググループをつくって、委員による自発的な学習を行い、その上で、このような公開された部会の中で、少しでもレベルの高い議論をするため、委員による検討会をやらせて頂いております。その点をご理解頂きたいと思っております。

もちろん検討会の議論の内容は、本日お渡ししてますような資料の形で、きちんと内容を公開させて頂くということで徹底をしたいと思っております。検討会は、委員による参加だけで、河川管理者も出席してもらっておりません。

それでは、本題に進めさせて頂きたいと思っております。

本日は、資料 2 - 2 として「淀川部会の中間とりまとめに対する河川管理者の方からの質問」という資料が出ております。

委員会の関係では、先日既に、河川管理者との第 1 回の意見交換を行いました。その経験を踏まえ、本日の部会では河川管理者から頂いている質問の形の意見を、ページを追って順番にずっと満遍なくお聞きし意見交換するという形はやめまして、できれば、いきなり論点に入って行って、細かい部分はまた時間が余れば質問なり意見交換するという方法で、やっていきたいと思っております。

そういうことで河川管理者の方も、ご協力をお願いしたいと思います。

論点としては、治水、利水、利用に関わる各部分に加えて、4 つ目環境や水質というふうに、大きくは 4 つの分野に分かれると思っております。今回の中間とりまとめも、やはり、その大きなところでの理念の転換ということ強く言っているわけで、そのことが、河川整備計画の具体的内容として、どう反映していくべきかということも触れています。

従って、4つの項目別に入っていきたいと思っております。

最初に治水に関わる部分ですが、資料 2-2 でいいますと、6 ページ 2-1 の「川づくりの基本的な考え方の変革」というところで、冒頭に「安全神話・他人まかせからの脱却」というのが出てまいります。

これはまさに、治水に関する基本的な考え方の転換ということを行っているのだと思いますが、こういう部分とか、それから次に、9 ページの「2-2(1) 治水・防災」というところの項目でも、今の表現と同じように、安全神話からの脱却というもの、それからもう 1 つは、他人まかせからの脱却という部分があります。ここについては、河川管理者の方からは特別な質問という形で出ておりませんが、関連する部分です。

それから具体的な河川整備計画の中身としての、治水・防災に関する部分は、11 ページ「3. 整備計画」という項目の最初の「3-1 治水・防災」という項目で、治水・防災の理念転換を仮にやるとすれば、計画の中身として、柱として、どういうところを転換をしていくべきかということが具体的に書いてあると思います。

河川管理者の方から問題提起なり質問なりまず出して頂いて、そして委員の皆さまとの意見交換という形で始めたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それでは、まず治水・防災ということに絞りまして、ご質問させて頂きたいと思えます。

先ほどおっしゃいました 6 ページ、「安全神話・他人まかせからの脱却」、それから 9 ページの、「治水・防災の基本的な考え方の変革」ということにおきましては、我々も基本的には同じ思いで一致しているのではないかなと思っております。

そういう意味でちょっと文章の細かな確認になるかと思えます。

11 ページ(15)で「『現実問題として、水害を完全に防止することは出来ない』という認識のもので」というところまでは私どもも一致しております。

しかし、その後「『治水対策としては、防災対策を進めるとともに、軽減対策も実施しなければならない』ということの意味している」と、書かれているわけです。6 ページの 2-1 の冒頭には「かつての治水事業の目的は、想定した規模以下の洪水に対しての水害の発生を防止することであり」ということが書いてありますが、私どもは、ここでいう防止対策というのは、このことかなと理解したのです。従来私どもは、200 年に 1 回の洪水を想定した規模の計画を立ててきました。その中で、築堤なり河床掘削や、ダム建設等をやってきました。

ここでいう「防災対策を進めるとともに、軽減対策も実施」するというのは、従来どおり、200 年に 1 回の規模の洪水を想定して、まず被害をなくすということをやつつ、あわせて超過洪水対策として、或いは高規格堤防であるとか、或いは堤防の強化というものを行っていくというように読めるのですが、この書き方であれば、従来の考え方と殆ど変わらないのではないかなと思っております。

ちなみに委員会のとりまとめの方では、「今後は、いかなる洪水に対しても壊滅的被害の回避を優先的に考える」ということで、いわゆる壊滅的被害を回避する、つまり軽減対策

を優先すると子どもは理解しているのですが、もしかしたら、子どもの誤解かも知れませんので、この(15)の文章の意味について確認したいということです。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

まず、ワーキンググループの方で、班別に関係あるところを委員の方から意見を出して頂いて、他の委員の方も、ワーキングの割り振りに関係なく意見を出して頂きたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

今のご質問で、例えば 200 分の 1 を対象にした対策を現在進めているのですが、この部会での評価は、200 分の 1 の対策ですら、恐らくここ数十年ではできないであろうと思われれます。やはり軽減対策に重点を置かざるを得ないでしょう。しかし、どんな雨でもすぐ浸水が起きるといって困ります。今できることはやはりやって頂きたいのです。

壊滅的な被害を避けるといいますが、壊滅的でなければよいのかといえ、そうではないということと言いたかったのです。表現についてはもう少し考えたいと思いますが、意図することはそういうことです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

わかりました。

では、他の質問とも関連しますので、次に行かせてもらいたいと思います。

12 ページの(16)ですが、ここではいわゆる高規格堤防を推し進めるべきなのですが、多くの困難を伴いますし、当面の対策としては、堤防の強度の増加を図ることも重要であると書いてあるわけです。子どもも、堤防の強化については十分図っていかなければならないと思っているわけです。

まず初めにお聞きしたいのは、この質問の最後の「また」のところに書いてありますが、堤防の補強は当面の対策であって、基本的に例えばスーパー堤防をやるとか、いわゆる抜本的な破堤対策というものをやはりやっていくのだが、なかなか時間がかかるため、これは当面、堤防の補強も要るのだということですね。よろしいですね。

今本委員(委員会・淀川部会)

堤防の問題も非常に難しい質問で、例えばスーパー堤防をやろうということのできるのかといえ、恐らくここ数十年ではできないと思われれます。では、その間の対策ということだけでよいのか、或いは、スーパー堤防そのものも選択肢の 1 つであって、いろいろな方法を議論して、その中でも最適な方法を選ぶべきではないかと考えております。

ですから「スーパー堤防ありき」で、全ての堤防を全部スーパー堤防にしようというのではなく、1 つの選択肢として、スーパー堤防がよいところもあれば、目指さない方がよいところもあるのではないだろうかという意味です。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

わかりました。

それではそれに関連いたしまして、前回 5 月 15 日の委員会後の記者会見で、寺田部会長の方から、今までの治水方式の転換というのは、従来は、いわば堤防やダムに頼っていたと、総合的ないろいろな他の対策もいうが、それはあくまでも堤防やダムをまず基本にして、それプラスということだったのだと、ところが今回の転換というのは、基本的には、堤防やダムにまず頼らない。そこが非常に大きな違いなのだということをおっしゃったと思います。

その考え方と堤防を補強するという考え方は、実は、一見すると矛盾しているように思えるのですが、私は決して矛盾してないと思っています。そこら辺のお考えについて説明して頂いた方が、聞いている者も皆さま、よく理解できるのではないかと思いますので、お願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

部会長の名前が出てきたので、私の方から先に申し上げます。他の委員の方も意見を出してもらいたいと思います。

今、宮本所長から紹介がありました。私の考え方は、これまでの河川管理のやり方や、河川審議会が出してきた答申の変遷を見えています。これまでの河川管理は、ダムや堤防に頼っていたことは間違いないと思います。ダムや堤防によって川の氾濫や洪水を封じ込めることができるという形で一般に受け止めていたと思います。

場所によって幾らかデータが違うようですが、過去の最大降水量を基本に、最大のものは 200 年に 1 回降るような大雨の河川流量を計算して、その流量に耐えられるような堤防の高さや堤防の強度など、水が一気に流れないようにダムでためておくとか、大まかにいいますと、そういうふうにやってこられたのだと思います。

しかし、洪水というものは、決して封じ込めることができるものではないのだと、200 年に 1 回とってみても、本日 1 回起こったら次は 200 年後にしか発生しないというわけではありません。それから、自然の降雨というものは、どれだけの降雨が発生するかというのは事前にはわからないわけです。確率を基本に計算して災害を防止するというのは、リスクが大きいのではないかと思います。

それから堤防やダムというのをつくるといっても、やはり限度があります。環境的な悪影響は大きな問題でもありますし、財政的な問題ももちろん大きいものがあります。

そういう中で、やはり転換しないといけないという発想から、総合治水対策という考え方が出てきたと思います。もうかなり前の話です。これは、河川審議会もそういう内容を答申されて、それを受けて、河川管理者も従来のダムや堰だけに頼るということではなく、ダム・堰プラス総合治水対策というものによって、それ以外の周辺の対策をしていこうということを言ってこられて、一部やってこられたと思います。

ところが、総合治水対策はあくまでもプラスアルファであって、基本は何も変わっていません。これではやはりいけないのではないかと思います。総合治水対策というのは、現



在も、一定の河川を指定して限定的にしかやっておりますが、もちろんそれではいけないわけです。日本全体の河川を、総合的な視点から対策していくことを基本に据える方向に転換しなくてはいけないというのが、今回のこの淀川水系流域委員会の考え方だろうと思います。しかし、ダム・堰というものは何の効用もないとか必要ないということを行っているわけではもちろんなくて、これは総合的な治水対策の 1 つの柱であるということですからプラスアルファではなく、全体の中の 1 つであるというように、発想を変えていかななくてはならないと私は考えて、そういうことを今まで何度も意見を申し上げていると思います。

その辺、他の委員の方からも、基本的な視点と具体的な河川整備計画の中身の部分でも結構ですから、意見を出して頂いたらいかがかと思いますが、どうでしょうか。

荻野委員（淀川部会）

一委員の私的な見解ということで聞いて頂きたいのですが、今おっしゃった通りなのですが、治水対策が、ハードシステム、すなわちダム・堤防等の土木工学的な手法のみで完成するものであるとは思えないわけです。

これまではどちらかという、高度経済成長もあって、なるべくダム貯水量を強化しようという方向にありました。治水安全のレベルも 100 年から 150 年、150 年から 200 年というふうに、安全度を高めることイコール土木工学的な手法による構造物に安心感を与えるという方向に発展してきたことに対して、それだけではやはり淀川のような大きな河川には、安全度が大きくなればなるほど壊滅的な被害も大きくなっていくので、このやり方だけでは、将来的には不十分だと思われま。

ですからここで方向転換という意味において、よく英語で、ノン・ストラクチャル・フラッド・マネジメントという言い方がありますが、要するに、構造物に依存しない洪水管理というあり方も必要です。しかも我々、大河川のデルタに住んでいる日本人は、これまで歴史的にたくさんの洪水被害を受け、いろいろな仕組みで、例えば農地や土地の使い方とか、水防団による治水対策など、堤防によらないものを営々として築き上げてきました。しかし、治水安全度が増せば増すほど、危険な場所にいることが忘れ去られて、水防団も殆ど機能しなくなって、結構危険なところであるにも関わらず、平気で施設が次々にでき上がっていくという状況です。土地利用の仕組みにも問題があります。それから道路、都市計画と治水対策とが、全く別々の仕組みで発展してきたことに対して、これは方向転換をしないといけないということです。

そういう意味では、構造物に頼らない、ある意味でソフト型というかノン・ストラクチャルな仕組みを、方向性として打ち出して、具体的に河川整備計画の中に盛り込んでもらいたいという考え方ではないかと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それでは確認させていただきますが、12 ページの下の方に、「遊水地による洪水調節を積極的に進めることが望ましい」とあります。それから沿川の農地の遊水機能の開発も必

要であるということが書かれてあります。これはまさに今おっしゃいました、単に、連続堤防だとか構造物だけに頼るのではなしに、農地等で、土地利用、或いは社会制度とも相まって、リスク分散といいますか、昔の例えば霞堤であるとか遊水地のような、地域全体で洪水を受け止めるということを基本に考えるべきだということと私は理解をしております。

しかし現状においては、非常に高くてもろい堤防があることもまた現状です。それをほっておいて、まず土地利用とか社会制度を変えていこうといっても、すぐにはできません。現状において、非常に脆弱な高い堤防については、いろいろな緊急度があると思いますが、堤防補強はやはり当面きちっとやるべきではないかと私は理解しているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

それで結構です。特にこれまでの委員会を通じての私なりの評価を申し上げておきますと、これまでにやってきた仕事が間違っていたとは私は思っていないのです。

ここ 50 年間くらいで、少なくとも水害による死者が数千人から数百人、百人を切るくらいまでになってきたということは、これまでの技術者、或いは管理者の金字塔と言ってもよいくらい、非常に立派な仕事だと思っております。

ただその一方で、今のやり方では、いわゆる物的な被害が一向に少なくなりません。その一方で、これは河川管理者とは何ら関係のない社会のシステムなのですが、川が氾濫しなくなると危険なところに人が住むようになります。河川管理者にそのことの責任を問うのは非常に気の毒なのですが、やはりそういうことも頭に入れて対処をしなければならぬ時代になったということで、そういうことを言っています。

ダムや堤防に関する問題はありますが、私はこれを機会に、あらゆる手法を駆使して、いろいろな観点から検討されればよいのではないかと思っております。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それではもうひとつ、ちょっと突っ込みまして質問させていただきます。先ほど霞堤、或いは遊水地のように、じわじわと洪水を地域に受け入れるように流すということも当然考えるべきだというご説明でしたが、そうすると、現在非常に高い堤防が連続堤であるわけです。逆にいったら、水があふれるところ、無堤部というのはもう殆どないわけです。そうすると、仮に水が上流であふれたら下流にとっては安心なわけです。そういう流出的なシステムというのは非常に大事だと思いますが、土地利用と相まって、例えば現在の堤防の高さを一部切り下げるとということは、あり得るのかどうか、その点はいかがでしょうか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

堤内地の土地利用にある程度関与できるのならば、私はあり得るのではないかと思います。また、そうしないことには転換できないのではないかと思っております。ただ、具体的にどこをどうなのだと問われたら、ちょっとこの部会で、これだけの短時間で検討する

だけではできません。考え方としてはあり得ると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)  
わかりました。

それからもう1つ、これはちょっと細かいことになるのですが、12ページの最後のところに「河道に洪水を滞留させる河道内遊水地についても積極的に造ることが望ましい」と書いてありますが、その河道内遊水地というのが、どうも私たちが今対象としている川の中では、どの辺か、なかなかイメージとしてわいてこないのです。

今本委員(委員会・淀川部会)

河川の流下能力というのは、最初のところで実は決まるわけです。そうしますと、では、最初の流量さえ流下できたらよいのかということで考えますと、余分なところ、余裕のあるところがあります。その余裕のあるところは余裕のあるところで残しておいて欲しいというのが、まず1つです。

それから高水敷のところも現在ずっとフラットにしていますが、高水敷に掘り込みをつくる等、いろいろすることによって、もっと遊水機能を発揮できる方法がある可能性は残されていると思います。

さらに、かつて遊水地だったところ、これをうまく土地利用上からいって遊水地化に持っていくということも考えられるのではないかと思います。

そういうことを、選択肢の1つとして考えるのがよいという趣旨です。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)  
わかりました。

それでは次に、ダムの話についてお聞きしますが、12ページの17では「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」と書かれているわけです。

私も下に書いていますように、ダムが、自然環境、或いは社会環境を非常に大きく可変するということは十分理解しているわけですが、一方において、まさにある想定規模においては、ダムによる洪水調節も有効であることは間違いないわけです。そういうことからすると、やはりこれは、個々のダムごとに効果であるとか影響を分析した上で、総合的に判断するべきなのではないかと思っているのです。

この中間とりまとめにおいても、原則として採用しないと、ここで断言されているので、ちょっとここのお考えについて、お聞きしたいということです。

今本委員(委員会・淀川部会)

この文章は、「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」という言葉の次に、「他の工法の採用が困難で止むを得ず(ダムを)採用する場合、自然環境について十分な配慮をしなければならない」と、この両方の文章をセット

で考えて頂きたいと思います。

何故、原則として採用しないという表現を用いたかといいますと、例えば治水対策をする上で、ダムをつくったらどれだけの効果があるかと考えた場合、これだけの効果があるから、今度は環境に対する影響がある程度以下であれば、よろしいというのが、これまでの考えだったような気がするのです。

ところが、この流域委員会では大体、今後 30 年程度を対象としているということです。それを前提に考えますと、今は、それほど適地が残されていない、或いは、環境問題が大きくクローズアップされていることを考えますと、まず、ダムに頼る方法以外にはないのかということを徹底的に議論して検討して、本当にそれ以外にないのだということになれば、そのことを十分説得すれば、私はダムも全て駄目だというわけではありません。そういう意味での原則という意味なのです。

こここのところは多分、各委員の中でご意見が違うと思いますので、どうぞこの機会に発言して頂ければありがたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

実は今のダムに関する部分は特に、委員会の表現と淀川部会の表現とが、かなり大きく違う部分なのです。

本日お手元に配られている資料の中で、資料 1 - 3「委員会の中間とりまとめについての河川管理者からの質問」があります。この中で、それに関係する部分はどこかといいますと、10 ページの一番下から 11 ページにかけてのところと同じところの問題で、つまり施設による対応という項目のところ、ここについては、お読み頂きましたらわかりますように、部会の方のとりまとめとはかなり違うのです。

もっとはっきり言えば、委員会の方はちょっとよくわかりません。部会の方ははっきり物を言っています。しかし、確かに今、今本委員が言われたように、いろいろご意見あるところですから、委員の皆さまもできれば、別にこの部分に限りませんが、先ほど来、出てきていますような治水に関わる部分について、ご意見を出して頂ければと思います。

榎屋委員、作業部会のお話はいかがでしたか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

私は「高水敷の利用問題」と「洪水防御、防災」の両方のワーキングに入っていますが、そんなに考え方そのものが違うとは考えてないです。必要であれば、最終的には、つくらなければいけないものはつくらないといけないという場合もあり得るだろうと思います。

ですから、例えば 11 ページの (15) に関しても、いろいろと対策を検討しますよと、そういう選択肢の中で、やはり最終的に最適なものを決めましょうということですから、それが基本的に違うというか、表現の仕方としたら非常に部会の方がドラスティックに言っていますが、最終的なゴールという点では、そんなに違ってこないのではないかなという気はしますが。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

いや、私、そこは全然違うと思います。というのは、ダムもある、河道改修もある、他のいろいろなメニューもあります。それぞれメリット、デメリットがありますから、それを比較して、例えばこれはダムの方が有利だということで、今までつくってきているのです。

しかし、淀川部会の中間とりまとめの表現は、まず原則として採用しないことになっています。仮に他のものが、たとえダムよりも経済的に不利であったとしても、他のものが本当に何もできない時にはダムも考える、環境に気をつけた上でダムの利用を考える余地がありますよと書いてあるわけです。

ですからこれは、まるっきり違う表現なのです。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

私も同じ意見なのです。先ほど今本委員が全体的に読んで欲しいと言われた、特に後の方の「他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合」という限定的な表現をしています。つまりそれは、裏返せば、ダムとか堰とか堤防というものに頼りませんということを原則にしましょうということを確認に言っているわけで、従来言ってきたものとは大きく違うと私は思います。ここを意識しないとイケません。

ですから、委員会も、このような表現をしなくてはならないと私は思っています。大事なことは、先ほどの基本的な考え方というものを、プラスアルファではなく変えようということ、一番大きく具体的な施策の中で出てくる部分がここだと思いますね。

ですから、私もそういう視点から、ダムは原則的にもうやらないのだと、しかし、どうしてもそれしか方法がないという場合に、限定的に考えましょうということを実行していると、大きく変わったところだと思います。他の委員はどうですか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

先ほど今本委員がおっしゃったように、ダムがこれまで洪水対策として大きな役割を果たしてきたということは私も認めるところです。

しかし、ダムは、社会資本の投下としても大変大きいものであるし、自然破壊、それから地域社会の問題についても、大きな影響を及ぼします。私は専門家ではありませんから、ある意味において前置きして申し上げますが、洪水調節に必要なダムは、この近畿地方整備局の管内においては、既にある程度つくられたのではないかと思います。今後さらに、治水目的、或いは治水という機能を持った多目的ダムを建設するにあたっては、やはり、よほどの必要性、或いは国民や地域住民を納得させるだけの論理が必要なのではないかと考えるわけなのです。

先ほど、委員の方々がおっしゃっておりますように、今度の淀川水系流域委員会が関わってつくられる河川整備計画の中には、やはり従来どおりの考え方ではなく、先ほど寺田部会長がおっしゃいましたが、総合治水対策というものにより重点を置いて、従来のようにダムに比重を置いたり、或いはスーパー堤防に比重を置いたりという考え方から脱却してもらいたいという気持ちですが、我々の議論の中で強く出てきたわけです。それが、こうい

う表現になっているわけです。

委員会の中間とりまとめを読みますと、実際、何を言いたいのかわかりません。この委員会の中間とりまとめに関わられた委員の皆さま方がどういう方々か、そして、どういうプロセスでこの委員会のとりまとめが出てきたのかということは、私は、この作業部会に入っておりませんでしたので詳しくは存じませんが、この委員会のとりまとめの全体を見渡して、これではちょっと、従来どおりの考え方と違いますか、ここがポイントなのだ、ここをこのように変えたいのだということが全然伝わってきません。むしろ、この淀川部会の中間とりまとめの方が、先を行っているという気がしております。

今、私が申し上げたように、今後ダム建設に関する判断というのは、そのように考えて慎重に進めて頂きたいと、そういうふうに思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

ちょっとよいですか。事実関係だけ、ちょっと今申し上げたいと思います。

今、川上委員が、この淀川水系においてはもう治水ダムの必要性はないのではないかとおっしゃいましたが、これからの計画はいざ知らず、従来私どもが持っております治水計画では、これは昭和46年にできたものですが、枚方地点におきまして、例えば200年に1回の降雨が降った時に毎秒1万7,000tの水が流れてくるとします。それを1万2,000tにする、要するに、上流のダムで5,000tカットすることになっております。その5,000tカットするための対策が、もう既にできているかといいますと、大まかに言いましてまだ半分です。

従来私どもが持っております工事実施基本計画というのがあり、それでいくと、治水容量だけでいいましたら、今までつくってきたダムと同等程度は、必要であるということです。

田中委員（淀川部会）

先ほどからダムについていろいろご意見があり、重複するところがあるかもしれませんが、河川管理者側としては、淀川水系ももちろんそうなのですが、日本全体の河川も含めてダムによる治水利水については、ダムに頼るという考え方は、河川管理者の方でも、もう方向転換があるのではないのでしょうか。ちょっと逆にお聞きしたいのですが。

つまり、経済成長の中で戦後ずっと河川工学の花形としてダム建設があって、それはもう、利水・治水も十分これで機能を果たして、これ以上まだダムによる治水・利水という方向性は、河川管理者側としても疑問といいますか、方向転換を迫られているのではないかという気がします。いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

一般論として、なかなか私は言えませんが、確かに従来から、ダムによってかなりの効果が上がってきていることは事実です。これは治水にしても利水してもそうです。

だからといって、では、もうこれから一切ダムはとにかくやめましょうというところには私は疑問がありまして、その状況の中において、ダムも1つのメニューであるし、

他のメニューもあるわけです。あらゆるメニューを考えて一番よいことをやればよいと私は思っておりますので、その中で、とにかくダムだけは原則駄目だと言い切ってしまう必要があるのかということです。

我々は、これから河川整備計画の原案をお出ししますが、その時には、例えばこういうやり方でいったらこうですよ、例えばダムがあった場合はこうですよということも出して、その中で議論をすればよいと思いますが、初めから門前払いのように、もうダムが出てきた計画は聞く耳を持たないということというのは、いかがなものかと思えます。

田中委員（淀川部会）

複雑な問題だと思えますが、こういう会議でいろいろな提言をしても、例えば下流域の住民の意見とか、いろいろな要望があった場合に、そのスタンスでいけるのかどうかという1つの問題があります。

淀川流域でなくても、例えば今問題になっている武庫川のダムがあります。これは河川の変化、例えば上流域の都市の拡大、人口の増加等によって流水量が大きく変わってきます。洪水対策を考えたときに、従来のように最初からダムありきの発想はやめるべきだと思います。

ダムの要望があるからといって安易に実行しないことです。反対の声もあるのでから対応の仕方もこれから出てくると思いますが、その問題についてはどう思われますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

ですから私はまさに、ダムの問題は地域によって違うわけですから、ある地域においては、ダムというものが、マイナス面を含めても非常に効果があるということもあると思えます。その時には建設してもしかるべきものもあると、私は思えます。

それは本当に地域ごと、また川ごと、或いは場所ごとに違うわけですから、我々は具体的な計画を出して、そしてそのメリット、デメリットを全部出すわけです。それを見て、やはりここにはダムは要らない、他のものの方がよいというのであれば、それはそれでよいのですが、初めからもう原則駄目だというのは、別にここでそれを断定してしまわなくても、まだ私はいろいろな議論の余地があると思えます。

今本委員（委員会・淀川部会）

先ほどからの言葉の解釈なのですが、ダムは原則として採用しないという言葉と、ダムは採用しないという言葉と、どう違うのかということです。

原則として採用しないということは、原則としてという言葉をあえて入れたということは、場合によってはあり得るのだということです。但し、そのあり得るというのをこれまで以上の覚悟をもって検討して下さいというのがここで言いたいことです。これは私個人かもわかりません。田中委員とはまた違うかもしれませんし、他の委員の方とも違うかもしれません。ただ、とにかく、安易にダムに頼ってくれるなということです。

先ほど、今現在の淀川の整備状況からいえば、まだまだ治水上のダムが必要だと言われ

ましたが、本当にそうなのかと、他の方法が本当はないということを、説得し得るのかどうかにかかっているのではないかと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

工学的な技術を使って水の流れををコントロールしてきた、そのことに対するの評価は確かにあります。だけど、社会全体として暮らしとして、その合理性はどうだったのかというと、今、よいとはいえない部分が非常に大きく出てきているわけです。

その時に例えば、例に挙げますと鴨川ダムがあります。100年に一度の確率の雨量があれば流量はこのくらいで、このくらいの規模のダムをつくらなければ、下流の方、特に四条三条辺りから七条までは狭くなっていて、川幅を広くするから、そこは掘り下げないと駄目だということでした。でも都市計画等もありまして、幅を広げられる部分を例えば地下鉄と道路の交通で使ったことで、京都のひとつの共通認識、共有財産である鴨川の景観としては不自然となる。堤内との相互関係があるわけです。その時の政策というの、もちろんあるのです。

たけど、人が生きていくということは、ただ物理的に死ぬか生きるかだけではなくて、やはり365日、或いは自分の一生を通して、その風景を見たり感じたりしながら生きていく所で納得して生きる証し、または在りどころであるわけです。「川らしく」という言葉は、やはり人間が長く川とつき合ってきた、或いは洪水の時に川がどうなるのかも含めて知りながら生きていくということは大切だと思います。

その環境、暮らしに対してダムという方法でやってきた、或いはその理念でやってきた、そのシステムでやってきたがそのこと自身を、もう一度問い返そうよという意味が今本委員の発言中に含まれているのだと思います。

ですから、言葉の短さだけではなくて、その原則というところ、或いはその言葉を、もっとうまく伝える必要があります。ですから、時間軸もそこには入っていて、現状と少し近い将来に対しては、もうちょっとその要因が生きてくるということも含めて上述の大切な内容もよく考えていくことが必要です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと視点を変えてお話ししたいと思います。

議論を聞いていまして、この委員会でのこれまでの考え方の変化というものを踏まえて一言申し上げたいのです。私の意識の中には、昭和年代にできたダムというものが非常に強く頭にあったのです。この前から何度か事務局側の方にもお話しして少しずつわかってきたのは、放水の方式も変わってきているし、魚道のつけ方も変わってきています。いろいろな改良が加えられているのですね。

昭和年代にできたダムのまねとして、世界的に知られているのは中国の三峡ダムです。長江の上流で膨大な規模のダムを作ろうとしています。私は、日本でこれからあのようなダムはやらないだろうと思います。川は本来、陸上に降った雨を海へ流すわけです。川の中に生物がおりますが、これは陸上から流れたものを全部海が蓄えて、その中の物質を、



今度は魚が運んで元へ戻すのです。これは大変な量なのです。つまり、その物質循環がで  
き上がっていたのを、ダムをつくることによって実は遮断してしまいます。そうすると、  
海へ持ち込んだいろいろな物質を上流の山へ返すことができない、森へ返すことができな  
いというのが、一番大きな生態系上の問題なのです。

ところが、今後工夫されるであろうダムというものは砂も流します、魚も上りますよと  
いうことを、この前からお伺いしています。どこまでできるかわかりません。アユは上れ  
るかもしれないけどウナギが上れないと、これは欠点なのです。しかし、少なくとも改良  
されていくであろうという期待を込めて、工夫しながら生態系を乱さないような、そうい  
うダムの改良もこの中に含まれていると考えるならば、認めざるを得ないと私は思っ  
ています。

そういう意味で、一概にダムといっても、それぞれダムという言葉で表現されているの  
が、これから改良しようとしているダムなのか、中国で今やろうとしているような三峡ダ  
ムのようなものを考えるか、それによって、反対だとも言いたくなるし、一方では、ある  
程度認めざるを得ないねという答えも出てくるだろうと思います。その辺の説明が、どう  
も言葉足らずのまま進んでいるように思えてしょうがないのです。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど私が申し上げた意見に対して宮本所長は、昭和 46 年の計画では枚方地点において  
1 万 7,000 t で、それを 1 万 2,000 t にカットするためにダムの建設をしているのだとい  
うお話で、今で約半分達成していて、あと半分残っているということでした。つまり毎秒  
2,500 t 分の対策が、まだこれから必要だということです。

そういう考え方自体を何とかして下さいと言っているわけです。その 2,500 t を、遊水  
地だとか雨水浸透だとか、要するに他のいろいろな方法で分散して、2,500 t を 1,500 t に  
し 500 t にしとすることができないかということ、専門家として検討してもらいたい  
ということを申し上げたいわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私、今までの計画ではこうなっていますという事実関係を言ったままでして、それに固  
執するとは、何も私は言っておりません。まさに今、洪水、或いは河川をコントロールす  
るという方向から、河川に生かされるという方向に転換するのが大きな流れですから、そ  
ういう意味においては当然、施設だけに頼るということは、方向としてはやはり、その流  
れに沿ってないということは十分わきまえています。

それで、先ほど今本委員がおっしゃいましたように、これはあくまで原則なのだ、そし  
て、もしもおまえたちが計画をそこに位置付けて持ってくるのなら、よほど覚悟して、そ  
れなりに説明できる材料をきちっと持ってこいよという意味だと理解させて頂くとい  
うことでよろしいでしょうか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

それと、先ほど今本委員がおっしゃったように、原則として採用しないという部分だけを強く受け止めるのではなくて、後段に書いてあることも一体として理解して頂きたいということを重ねて申し上げます。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)  
わかりました。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

私も補足があります。

行政もよっぽど覚悟してやって下さいよ、と同じように私自身も住民側も意見を言うのだったら、よっぽど覚悟して言わないとという責任を感じる両者の決意が要と思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今いろいろ議論されている部分は、実は平成 9 年の河川法改正の核心部分なのです。平成 9 年の河川法改正は、条文的にはそんなに大きく変わったわけではなくて、ちょっと条文が加わったというだけです。けど内容は、本当に大きい転換だと私は思っています。ところが、それが十分にまだ咀嚼されていません。これは、もちろん河川管理者の方は大きく受け止めておられると思いますが、河川管理者以外のところでは、必ずしも大転換ということが十分に理解されてない部分があると私は思います。

先ほど宮本所長が言われた工事実施基本計画にのっかって平成 9 年の改正まではやってきたわけです。現在も、それは生きているわけです。これからつくっていく河川整備計画によって新しい河川整備計画ができますが、従来の実施基本計画に入っていた部分と、それをどう変えていくかというのは、実は大きな問題なのです。

私は専門家ではありませんが、一番大きい転換部分は、平成 9 年までの工事実施基本計画というのは、最初にちょっとはしょって申し上げましたが、要は、過去の最大降雨量を基本にして非常に複雑な計算で出てくる、いわゆる計画高水流量というものを設定して、それに合わせていろいろ施設をつくっていくということで、実はやってこられたわけです。ですから、先ほど言われた淀川のところの 1 万何千 t というものも、実は、淀川本流の方のそういう計画高水流量に基づく流量を t 数で言われたと思いますが、そういうものが厳然と、もちろん現在も生きているわけです。

ですから、河川管理者の方は、計画高水流量を基本にする考え方を変えていくために今、この河川整備計画を新たにつくろうということで検討されているわけですが、この流域委員会ももちろん、やはりそういうことを当然の前提として、どこをどのように変えていくかということを考えなくてはなりません。ですから、今の大きな転換の部分を、具体的な計画の中で、どのように反映させていくかというのは極めて大きな問題で、これからもっと議論を深めていかないといけないと私も思います。

ただ少なくとも、平成 9 年までの河川法に基づく工事実施基本計画に基づいていろいろ

の施設がつくられてきましたが、全国に1級河川が200ほどあるのですか、多分1級河川では全部できていると思いますが、2級河川では殆どできてないのですよね。先ほど宮本所長も言われたように、達成率は非常に低いものです。

これにはいろいろな原因があるわけです。社会的な状況変化というのも大きいでしょう。財政的な問題も大きいでしょう。それから、もちろん一番大きな問題は、やはり環境的な問題からダムがもたらすマイナス面と申しますか、先ほど倉田委員が言われたようなことは、以前からあったのですが、そういうものを本当に大きなリスクとして、やはり皆さまが認識し始めたと思います。従って、ダムとか堤防とか堰とかいうものを基本に据えない、いろいろな対策の中で水を分散させていくということを考えようというところに、大きく今シフトをし始めているわけです。

ですから、具体的な箇所によって、例えばどういうものに頼っていくかということは、これは細かな分析をしていかななくてはいけないと思いますから、先ほどから問題にしているところは大きな転換部分を言っているわけで、そういう点ではやはり、この表現はまさに私は、こういう表現でよいのだろうと思います。原則的には、ダムの持つ不利益面、マイナス面には頼れないのですよということから出発して、そして、他の対策を検討し実施し、なおかつそれができない部分について、一定の役割をダムによっても担わなければいけないという部分があるという結論が出てくると思います。

ですから、今までのような、治水面からダムが必要だという、必要性の議論というものは全く質が違ふと思います。大事なことはやはり、この淀川部会が言っている基本的なところは大きな転換として皆さまが認識をして、是非とも委員会でも、こういう形ではっきりと物を言っていく必要があるのではないかと私は思っています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

一言だけ宮本所長に確認しておきたいのです。

私はこれを読んでいて、最初はどうもダムのことがひっかかっていた。ところが全部読み通した後で、私は生態系をどう守るかということに関心が高いのですが、今の河川法改正に出てきた点でいうと、生物多様性を守っていこうということが入っていると思います。そうなったら、昭和年代に行われたようなダムはやらないという前提でダムを計画されるはずですから、これは被害が少なくなるという前提で、今のところは賛成しているのです。

つまり、原則としてやむを得ない場合は、ダムでも頼らなければしょうがないという言い方は認めようということ判断したのです。ですから、そこのところは確認しておきたいのです。つまり、生物多様性をできるだけ確保するように努力するというのが新河川法ですと、それで従来持っていた旧式のダムに対する拒否感というのを私は打ち消したのですが、その辺は間違いはないですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

ですから、やむを得ずダムをつくるという場合においても当然、例えば濁水問題、或い

は水温の問題、それから周りの自然環境に対する影響、或いは生物、緩和、とにかくいろいろなことを最大限、環境保全というようなことに配慮しているというのは事実です。そこは従来の大昔のダムとは、かなり現在は違っております。

田中委員 (淀川部会)

先ほどから、原則としてという言葉が出ているのですが、もうダムしかないのだという結論に行くまでの努力が、私は非常に大事だと思うわけです。

それには、例えば今、大洪水が起きた時に、では、国土交通省の責任だという言葉が出た時に、果たしてそうなのかというと、これは非常に難しいと思います。というのは、以前も申し上げましたように、河川環境の悪化から洪水防止には、どうしてもダムに頼らなければならないような事態も起きるわけです。でも、そこまでの努力は国土交通省だけでは絶対できないのです。

ダムをつくらなくてはならないということは国土交通省の問題ではなくて、環境省や人口増加、都市拡大や産業廃棄物の問題の厚生省や、重要な森林の問題もありますから農林水産省も含めて、いろいろな他の各省庁とも、河川環境をこれからよくしていこうという努力によってダムが必要ないようにするのだということが基本になれば、私はこれから川は守っていけないと思います。

つまり、河川環境の悪化をもうこれ以上しないという努力をまずしないと、ダム云々の議論がむなしくなります。つまり、ダムを環境悪化のツケにしてほしくないということです。

大手委員 (淀川部会)

先ほど田中委員がおっしゃいました森林とか、いろいろな他の省庁の問題、それと今、私はいつも感じるのですが、水源山地を持っておられる地権者の方々の意識が物すごく違うのだということで、これが直らない限りは、先ほどの、47年に2,500tまだ不足しているのだという話は、森林の多様性ということ、それから取り扱いということで随分変わってくるのではないかと思います。

従って、近畿地方の淀川水系全域の水源で人工林がどれくらいあるか、皆さまはご想像して頂いたことがあるでしょうか。そして、そういう場合に手入れ不足の森林では、やはり流出係数が非常に高く出てくるのは当然の話でして、これはやはり昔のような、いわゆる広葉樹林になって土壌をこしらえる森をこしらえて頂ければ、はるかに流出が遅くなって、透水性の高い森林をつくるという話と密接に関連づけられるのではないかと、そういう考え方を持っています。

ですから、河川管理者が直接それでどうこうというわけではないのですが、地権者の意識をどのように高めてもらうか、それから各地方自治体の方々との連絡、そういうことを主に考えて頂ければ、もっと改善されていくのではないかなということで、今そういうジレンマ、私らではどうしようもないという、1つ大きな問題があるのだということで皆さまの知識、意識を改革する意味では、私はこの表現でよいのではないかなという気がして

いるのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

わかりました。では、次に行かせてもらってよろしいでしょうか。まだ洪水のところ  
です。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

そうですか。そしたら、洪水の部分を全部やってしまいましょう。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

もう洪水のところも、これで最後のところです。13ページです。

13ページの(19) 狭窄部の取り扱いです。これについても非常に重要なところなので  
確認しておきたいのですが、「洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の  
開削は避けなければならない」となっています。一方、委員会のとりまとめの方では上下  
流の問題として、狭窄部の開削等は、「それぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全  
等を踏まえ、総合的に見て最善となる対応を常に考える必要がある」という表現になって  
いるわけです。

委員会では総合的に考えろということですが、淀川部会では、狭窄部の開削は避けるべ  
きだとなっています。ここも若干、先ほどのダムの表現と同じように、かなり部会の方が  
明快な意見が出ているわけです。今は壊滅的な被害をなくそう、それで破堤を防ごうでは  
ないかという話をしているのですが、下流の破堤対策といえますか回避が、いつになるか  
わかりませんが、もし仮にできれば、狭窄部の開削ということは、例えば上流と下流の氾  
濫の頻度であるとか、或いは状況を見て、その時点における判断になり得るのではない  
かとは思いますが、その点はいかがでしょうかということ。

今本委員(委員会・淀川部会)

一般論としては、おっしゃる通りだと思います。ところが、総合的に判断しなければなら  
ないという表現は、実は、何を言ったことにもならないのです。何でも総合的に判断し  
なさい、ああそうですか、では、そうさせてもらいますというだけのことなのです。

ここで特に、このように断定的に言ったのは、淀川が抱えている狭窄部には、それぞれ  
の歴史性があります。その歴史性から考えますと、今開削してよい狭窄部は、少なくとも  
私には思いあたりません。では、そうですからといって、狭窄部の上流にいる方の水害の  
被害をどうしたらよいのかというと、これは他の方法で現在は対応できるのではないかと  
思います。

例えば上野の遊水地が、その1つです。そういうことから考えますと、私は今のところ、  
例えば保津峡にしても岩倉峡にしても、開削しないと言った方がよいのではないかと思っ  
ております。ただ、時代によっては、もちろん変わってくるということはありません。

例えばここで、この流域委員会があるところを決めたからといって、未来永劫に変わら

ないわけではないわけです。またその時点その時点で見直していかれることだと思いますので、少なくとも今の時点からでは、総合的に判断しなさいという何の役にも立たないような答申よりも、具体的な答申の方が、よいのではないかという意味です。

川上委員（委員会・淀川部会）

地形的、地理的に見て狭窄部というのは、それなりの自然の合理性があって狭窄部ができています。そして川は、流れやすいところを流れるように流れてきたわけです。それが、たまたま人間が住みついて、いろいろ社会的な開発を進める中でそういう、上野の場合をとりましても、やはりたびたび洪水に見舞われたという過去の歴史があります。

ここで開削と書いてあるでしょう。これは要するに、狭くなっている狭窄部の岩盤を削って広げるという意味での開削だと思いますね。しかし、技術的な方法としては、他にもいろいろあるかと思っています。例えば、今はシールド工法も発達しておりますからバイパスのトンネルをつくって、大雨が降った時、台風が来た時、大量に水を流さなければならぬ時だけバルブを開けて通水するという方法もあるかと思っています。

ただ、自然が自然の摂理と合理性に基づいてつくった自然の地形を、むやみに岩盤掘削等によって開削するという事は、大変な自然破壊にもなるし生態系にも影響があるし、いろいろな意味でよくないと思います。社会的に莫大なお金もかかるし、避けた方がよいのではないかとこのところから、こういう文面になっていると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そうすると今、関連しまして(20)のところで、開削ではないけども例えばトンネル等で、いわば流下能力を高めるということはあると、今、川上委員もおっしゃったということですよね。その際に、下流の流下能力を勘案して決定すべきだということですが、これは当然、下流の流下能力という言葉の中には、例えば破堤しないということが入っているということですよね。

川上委員（委員会・淀川部会）

他の専門的な知識を持ってらっしゃる委員の方にも聞いて頂きたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の考えで結構です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そうすると、確認しますと、今の時点では狭窄部の開削は避けるべきだが、いわゆる下流の流下能力、或いは破堤対策ということ踏まえた上で、例えばトンネルによって流下能力を増やすという方策は考えられるということによろしいですね。

川上委員 (委員会・淀川部会)  
遊水地等の整備も含めてですね。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)  
遊水地も入ります。

今本委員 (委員会・淀川部会)

そういうあらゆる方法で考えられるのではないかと思います。ただ、今対象となっている狭窄部は、あまりにも歴史的な価値もあり現在好まれていることもあり、安易に狭窄部を広げるということだけは、できるだけ避けて欲しいという意味です。

荻野委員 (淀川部会)

ダムというものをどのように認識するかですが、狭窄部というのは一つのダムなのですね。琵琶湖も一種の天然のダムですが、ダムで貯留するか、河道で貯留するか、人工的な工作物で貯留するか、自然の地形を利用するかということであって、必ずしも人工的につくられたものだけがダムであるわけではないわけです。そういう自然の地形をどのように上手に利用するかということは人間の知恵です。狭窄部を掘削し、開発をしてどこかにダムをつくるというのも、これはあまり賢いやり方とは思えないです。ですから、そういうところをよくよくうまい具合に考えて頂きたいのです。

地域経済活性化のためという形でどんどん公共土木事業を増やしていくという考え方はこの際やめてもらいたいということです。

それから、私がもう 1 点言いたいのは、大阪に住んでいる下流の人はなるべく上流からの洪水は少なくしたいわけです。一方、上流側の水が溢れる地域では、なるべく早く洪水を淀川に流したいわけです。地域的対抗関係という言い方でもできるかと思いますが、河川管理者が河川を一貫的に管理するという意味において、どこに仕切り板を置くかということは非常に大事なことだと思います。ですから、具体的には河川整備計画は、もっと基本的なところを見てくれないといけません。もっと機能というものをよく考え、全体の構成をつくるというのが 1 点です。

それからもう 1 点、今、河川管理者の河川区間、あるいは管理区域の問題があります。直轄区間とここから先はもう京都府や三重県の管理区域ですとか、或いは大阪に入りますと、ここは大阪府内の管理の河川ですとなって、いわば行政上、縦にも横にもぶつ切りになっています。それぞれの計画に従って河川管理をやるわけですから、妙な数値が出てしまうわけです。

例えば大阪府ですと、10 年対策が完成して、今度は 30 年対策、50 年対策、場合によっては 100 年対策をやりたいとなってきます。或いは下水道は、50mm 対応で、内水排除で全部抜ける予定にして、どんどん本川に落としていこうという計画を立てます。そうすると、内水排除の問題と本川の問題とで整合性がとれない場合が出てくるのです。今度の河川整備計画をおつくりになる時にきっちりと仕分けする必要があります。

特に狭窄部は、私個人的にはダムそのものと理解しています。琵琶湖もそうですね、そういう意味では。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ちょっと私自身が消化不良で、ここで質問させていただきます。これは委員会の時も紹介したのですが、ここのフレーズも狭窄部のフレーズも、洪水調節機能の面からも狭窄部を広げるとは避けた方がよいという話のフレーズなのですが、狭窄部に限らず、まさに自然の云々という話も今ありましたが、上で下流へ流す水の量を増やすという、従来無堤であったところに堤防をつくるというのはある意味そういうわけです。氾濫していたところを氾濫しないようにして下流への負担を増やすということは、基本的には下流の準備が、堤防強化が済むまでするなという意味なのですかね。

荻野委員（淀川部会）

逆に言うと、準備ができてないのにそこを広げたらどういうことが起こりますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

下流の危険度が増します。

荻野委員（淀川部会）

そうですね。それでは、河川管理者として危険度が増すことを平気でやれないですよね。ですから、やはりどちらを優先的にやっていくかということになると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ただ、危険度というのはある意味どこまで行ってもあるわけです。下流の堤防強化、いわゆるスーパー堤防というか、掘り込みの河道にしない限りにおいては、堤防強化と言っても強化しているだけの話であって、絶対破堤しないということではないわけです。そこはどこまで行ってもキリがないのではないかと思います。まさにスーパー堤防みたいなものができれば、それは大きく違ってくると思います。

荻野委員（淀川部会）

私の理解では、壊滅的な破壊はやめよう、絶対それはやってはいけないのだと、それで壊滅的な被害とは何かということから始まって、そこから順番に積み上げていったらどんな整備計画になるのだろうかというのが物の考え方だろうと思います。

仮に今のこの堤防の状態で、このままでも壊滅的な被害も予想されるという段階で、例えば岩倉峡を開削しましたとか、保津峡を開削しましたということになると、壊滅的な被害がますます現実的な問題になります。それは開発の順序、或いは整備の順序としては悪かったということになるわけです。ですから、その開発の順番をきちり間違いなくやっていけばよいのではないかなという気がいたします。将来的にはいろいろなものが変わっ



ていくのだろうと思いますね。その変わっていく順序が今問われているのです。

それから、ソフト重点型ということの意味合いをよくよく理解して頂きたいなという気がします。

今本委員(委員会・淀川部会)

これは上下流の流下能力の問題、非常に難しい問題をはらんでいるのです。表現はちょっと悪いかも知れませんが、河川整備を行うことによって、そのことが管理者の意図とは関係なく無秩序なまちづくりを促してしまったということはあると思います。

つまり、狭窄部の上流側というのはもともと冠水するところであったために、これまでの長年の知恵として、そこを少々の湛水に耐えられるような土地利用をしてきました。ところが、そのところに堤防をつくって氾濫する機会が少なくなったら、とたんにそこが都市化したという流れがあります。

これは全く河川管理とは何の関わりもないことで、その責任を問われるのは物すごく気の毒だと思いますが、現実問題としてそういうことがあるわけですね。その歯どめをかけるためにも、やはり一つの方針で、いつかは自分たちのところも氾濫しないようになるのですよという錯覚を抱かせないためにも、はっきりとした物の言い方の方がよいのではないかと私は思っています。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

本日一回で河川管理者との意見交換が終わるとは思っていない。ただ、治水の部分が大体よろしいようでしたら、次に進みたいと思います。

小竹委員(淀川部会)

一開業医として淀川下流の低水地帯に住んでいる私どもにしますと、この委員会に出席して初めて木津川と琵琶湖の水と保津川の総流量  $17,000 \text{ m}^3/\text{s}$  が時間的にずれながらあふれずに流れているということを知りました。そこであらゆる地域で工夫して、できるだけ流れてくる時間にそれぞれ時間差をつけていけば大概の堤防でも十分にいけるのではないかと思います。昔から水の調節弁として、四国の讃岐地方にはたくさんのため池が洪水対策としてあるのですが、逆にあの考えを洪水対策にも利用するのはどうかと思います。

以前にも提案したことですが、高速道路の両側に大型のパイプラインをつくっておいて、琵琶湖の水を石油タンクの備蓄的な考え方を取り入れる。また、市街地では輪中の考えを入れて、道路の中央分離帯を利用した低い水防壁を設ける等、あふれた水が迂回して流れるようにすればと思います。一方、住民の意識改革も大事です。淀川河川敷から見て堤防上に頭を出している3階建ての家を見て、これだけ避難所もありますよとの考え方、そういう市民に対する、また建築法に対する指導も必要です。そして、水はできるだけ、疎水のようにぐるぐる迂回する別の川が大阪へ流れてきてもよいわけです。このように利水と別個の意味の、何か方法、時間的落差を考えの中へ入れて頂くと予算の面でも大分違うのではないかと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

本日の部会には琵琶湖部会の川那部部会長にも来て頂いていますが、もしご意見があったら、遠慮なくおっしゃって頂いたら結構です。

それで、一応治水の部分はこれくらいにしたいと思いますので、ちょっと紹介をしておきたいと思います。委員からの参考資料はたくさん本日も手元に行っていると思いますのでまたご覧頂きたいと思いますが、その中の資料5-1「河川行政の転換を求める決議」というのは私の方から資料として役立つのではないかと出して出しましたものです。

手前みそなことで申し訳ありませんが、弁護士会が平成7年に河川管理の転換を求めるためのシンポジウムを開きまして、その時にとりまとめをした報告書の中から役立つ部分をコピーしてあります。先ほど大手委員もおっしゃられました森林の保水機能についても、総合治水対策の大事な柱だということもここで言っています。

実は、129 ページに「治水思想の転換」ということを言っているのですが、今回この流域委員会で言っている思想転換ということは何もこの委員会が初めて言い出したことではなくて、これまでも随分前からいろいろなところで言われていることなのです。むしろ、そういう総論をいかに各論化していくかというのが今の課題であるわけです。

この委員会も、中間とりまとめではかなり抽象的な部分での意見が多いわけですが、最終の提言の時までにはもっと具体的なところでわかりやすくしていかなければいけないのではないかと思います。特に総合的な視点からの流域治水対策といえますか、そういうものには一体どういうものがあるのか、それから先ほどから議論に出ていますように、場所によって優先順位の議論もしなくてははいけません。その辺で少しは役に立つ資料ではないかと思しますので、また目を通して頂ければと思います。

そしたら、取り敢えず本日の意見交換としての治水部分はこれで終わって、次の利水の部分に入らせて頂きたいと思います。

先ほど言いましたページ数とほぼ同じところに利水に関する部分というものがあって、中でも水需要管理ということはこの部会ではページを割いて、委員会の意見よりももっと具体的に、かなり大きく言っているのです。この辺も含めて、利水に関わる部分について河川管理者の方からご質問なりご意見をお出し頂きたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それでは、まず7ページの(10)ですが、ここに「これまでの水資源計画は需要に応じて供給量を確保しようとするものであったが、河川からの取水量には自ずから限界がある」とあります。それから、その数行下に「社会構造を供給量の限度内にとどまるよう再構築すべきである」とあります。まさに、利水量の限度、或いは限度量というのが非常に大きなキーポイントといえますか、キーの概念になっているわけです。しかし、この取水の限界量というものに対する共通の認識を持っておかないと、これはまるで話が食い違いますので、ここについてはまた後ほど詳しく出てくるところがあるのですが、まずちょっと確認しておきたいと思います。

1 つには、水は有限であるとは言うものの、洪水の時には大量の水が海に流れ去っていているわけですし、極端なことをいいますと、ダムをたくさんつくればつくるほど洪水の時の水もためることができるわけですから、取水量の限界というのは増えるのです。それがまず 1 点です。

しかし、一方において、今この限界ということは何から、何の観点から限界があると決めるのかということ、逆に言うと、我々はダムとか琵琶湖によって流況を安定させているわけです。水の少ない時には補給して、逆に多い時には減らしているわけです。その変動を少なくしていること自体が川にとってはまずいので、その点から取水の限度量というものを考えるべきだという発想もあるわけです。

もう一回繰り返しますと、ダムをつくれればつくるほど、いわゆる無駄に海に流している水が使えるわけですから取水量は増えます。しかし、一方においては、既存のダムにおけるいわゆる流量調節をしない、要するに入ってきたものをそのまま出す状態にできるだけ近づければ、逆にどんどんと取水する限度量というか、取水可能量は減っていくわけです。

一体ここで言う河川からの取水の限度量というものは、どのような概念から限度があるのかということ、これを共通認識として持っておきたいと思えます。もし、その共通認識があれば、現在の琵琶湖、淀川における取水量というのは、おのずからの限界に比べてもう既に超えていると認識するのか、いや、まだ余裕があると認識するのか、これによってもまるっきりこれからの具体的な施策というのは変わってまいります。その点についてお聞きしたいと思えます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ここはワーキンググループの荻野委員から取り敢えずお願いします。

荻野委員（淀川部会）

この水需要、水利権ということでワーキンググループをつくりまして、ディスカッションして、先般一応考え方をまとめてみたのですが、まだ必ずしも皆さま一致した考えがあるわけではありません。今、幾つかの問題についてはっきりとしたお答えを明確にきちっと出せるかということ、まだその段階には来てないと私は考えています。

だけど、これは私の個人的な意見も含めて言いたいと思えますが、淀川水系の場合は、琵琶湖の貯水量と 40 m<sup>3</sup>/s の新規開発量を含めて考えると、琵琶湖の総自然流量の 60 数% が既にもう利用されているわけです。日本の大河川と比べてみると、これは断トツに利用率の高い川だと言わざるを得ないですね。他の河川は 20%、或いは 30% くらいがよいところだろうと思えます。

それは何故かということ、琵琶湖という大きな貯水容量を持って、それに総合開発計画によって 40 m<sup>3</sup>/s を新規に生み出したということが利用率を高めてきた基本的なことだろうと思えます。淀川下流は、今 100 m<sup>3</sup>/s 以上の湧水流量を持っていることも事実ですね。これは他の大河川と比べて、100 m<sup>3</sup>/s の湧水流量がある川は日本にはどこにもないわけです。そういう意味においては、日本の河川の中で淀川ほど開発の進んだ利水の安定した川はな

いだろうと言われているし、私も事実そうだろうと思います。

そういう観点から見ると、供給サイドで見ますと、渇水流量をどのように評価するかによって、供給サイドから見る利用限度が出てくるだろうと思います。

また、需要サイドから見た時に、現在の需要量が河川の渇水流量に対してどこまで開発されてきたかということです。まだまだ需要があって、どんどん開発してもよいのだという考え方はもうやめた方がよいのではないかなということです。新規の需要があればどんどんダムをつくっていきこうという、レベルには既にはないのではないかなということです。この理由はまた後でいろいろお話をしたいと思いますが、まず1点目はそういう考え方です。

それから、供給管理から需要管理へという方向に向かって今考えていますが、淀川の開発のレベルが極めて高いところにあるということと、現在渇水流量が非常に高いレベルで維持されているという事実と、この2つが絡んで需要サイドの構造分析をまずやってもらいたいということです。

それと、治水ダムでもダムをつくれれば利水容量も増えるので、これは利水にとってもプラスになるという考え方なのですが、私は必ずしもそうは思っていません。大きなダムをつくっても、治水容量を確保するためには必ずダムは空っぽにしておかないと意味がないわけですね。空っぽにしておくために、その季節に欲しい水はためられないのです。無効放流ということがその間に出るわけですね。その無効放流はどこで発生するかということ、淀川大堰の放流流量を見ればわかるわけです。必ずしも治水ダムをたくさんつくったからといって利水容量が増えていくということは、ダムの操作管理を見せてもらえばわかるのですが、多分ないだろうと思います。そんなに具合のよいものばかりではないのだろうと思います。

それから、利水安全度が増せば増すほど、治水安全度が増せば増すほど、渇水における、或いは洪水における壊滅的な被害の大きさもどんどん大きくなっていくということも、二律背反的なことが起こります。ですから、その辺も考えに入れて、利水に関する方針の転換の基礎的な考え方をここに書いてあるということです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

水需要管理に切りかえるのは大きな話です。これをやると、ある程度の渇水の時に不便を市民の人に強いることになるかも知れない。ある程度の渇水は我慢しましょうという話になるかも知れません。

従いまして、この方向転換を打ち出すからには、現状で何がまずいのか、だから今までのやり方をこう変えるんだということを明快に示さないと、恐らく住民の方も自治体の方も、或いは水道事業者の方も、賛成してもらえないと思います。

そうすると、先ほど言いましたが、何故、利水の限界量を設定しなければならないのかということところです。現在普通に流れている淀川の流量が絶対量として少ないのかということに関しては、今、荻野委員がおっしゃったように、他の河川に比べて豊かに流れているのです。

そうすると、一体何が問題だから、もうこれからの水資源開発はやめようと言うのかと

いうところを皆さまで共通認識を持たないとまずいと思います。例えば、1 つの話といたしまして、22 ページの(35)のところ、これは環境のところなのですが、「河川に特有の生物・生態系を維持するために必要かつ十分な流量を確保する」ということが挙げられているのです。それで、現在はこの生物・生態系を維持するために必要かつ十分な流量がもう流れてないのかということがあります。或いは、この流量というのは流量の変動、或いは水位の変動まで含めて、必要かつ十分ではないのかということです。もし必要かつ十分なものにするためには、このような流量なり流量の変動をしなければならない、そうすると、例えば今の水資源開発施設の状況からいくと、そこからおのずから取ってもよい水の量が限られてくるということがあるのかも知れないのですが、その辺が具体的によくわからないということなのです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

荻野委員、後から補足して下さい。

実は、今まさに指摘されたところをこの部会でも、この前の論点別ワーキングでも議論しているのです。ただ、端的に、先ほど質問をされた 7 ページの取水の限界というのは、今示された環境面からの水量の確保ということが根拠です。

やはり河川ごとに環境的な視点から流量確保というものがまず最優先して出てくるのだと思います。そして、残った部分について、例えば農業用水、上水、工業用水、また発電用水、そういうような水を資源として確保するという視点からの利用が考えられるのだという考え方をここで「限界」と示していることは間違いありません。

ただ、今言われたように、それでは現実にこの淀川水系、例えば本川において、もしくは他の支川において、このような視点からいって現在水量が不足しているのかとか、いや、場所によっては足りないとか、もしくは十分なのかとかいう具体的な検討はそこまでは行ってないです。

実は、本日配付しています資料 2 - 4「淀川部会『論点別ワーキンググループ』について」に、前回の論点別ワーキングで議論した時のレジюмеがあります。2 ページの一番下を見て頂いたら、この前の淀川部会のワーキングで議論している内容がおわかり頂けると思います。まさに河川の正常流量とか、環境のために必要な流量というのは一体どの程度のことを確保すればよいのかとか、こういうところはやはりきちんと把握して、このような意見を言わなくてはいけないのではないのかということが、このワーキングの中で議論されています。もっと具体的に検討しようということになっていますので、今の部分は大変重要な問題提起として、今後この部会で十分に検討していかななくてはならない部分だと思っています。

ただ、基本的な理解の仕方としては、先ほど申し上げたように、利水としてそういう農業用水、上水、工業用水で取ってよい水の量には限度があるということです。その限度は、まさに環境的な視点から確保されなくてはならない流量というものがまずあって、そして、残った部分からどうしても利水が必要なものについては、それは資源として開発し確保してもらったらよいですよという考え方への転換をここでは水需要管理という視点から言っ

ていると理解してもらったらよいと思います。荻野委員、何か補足して下さい。

荻野委員（淀川部会）

水需要の中身を一回きちんと整理して、水需要構造の分析があって初めて新しい次の時代の需給計画が立つのだらうという観点から、水需要管理を中心に考えていこうというキャッチングワードを使っているわけです。

環境の問題は、寺田部会長のお話のとおりです。利水という観点からは、農業用水、工業用水、上水道、この3点のそれぞれの需要構造をもう一度きちっと見て、需要構造の中身を整理してみたらどうだということが1点なのです。

特に農業用水は、農地が転用されて今殆ど需要もないのに、慣行水利権という形でいまだに相当の水量が河川管理者の台帳の中に挙がっています。河川管理者にお伺いすると、どのくらい取水しているかはよく把握していないということです。例えば、後でまたお話をしたいと思いますが、300ha くらいしかないところに7tとか8tの水量が慣行水利権として挙げられています。1けた違うのではないかと思うほど、大きな数字が慣行水利権として挙げてあるわけです。また、そういうことを一回きちっと見直してみたらどうだということを言っています。

上水道、工業用水も、これまでの拡大基調を改め、それぞれの管理者に対して、もう一度需要量を見直してもらいたいと思っています。それぞれ3つの利水部門の見直し、特に淀川の中下流のものは河川管理者としてきちっと見直してもらいたいということです。

慣行水利権については、寺田部会長が出された資料の中にも水利権の考え方や法理を書いてもらっています。そこには抽象的な議論をするよりは、具体的に各論において水利権転用等々について実践的に考えたらどうだということが書いてあります。この提案を今度の河川整備計画の中に具体的に盛り込んでもらいたい、というのがこの中間とりまとめの基本的な姿勢なのです。もう少しこの質問に沿って考え方をお答えしたいと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

1つだけ確認しておきたいのですが、その利水取水量の限度量というのは、いわゆる生物・生態系を維持するための河川のあるべき利水量によってまず規定され、そこからそれに関連するということですね。

その時に、人間が取る以外に、生物のために、流量をもっと増やさないといけないということですね。そのために、例えば我々は環境用水とか維持用水と言うのですが、ダムによって水資源開発をするということもあり得るわけです。私が一番初めに言ったのは、そういう絶対量が不足しているのか足りないのかということから利水の限度量があるのかということと、流況の変動ですね。変動がなくなっていること自体が問題だということ、その対応の仕方が大分違うのです。そこを是非引き続き議論したいと思っています。

それから、もう1点ですが、16ページ(25)のところ、今、荻野委員もおっしゃったのですが、水の使い方、例えば雨水利用であるとか、井戸の利用とか、家庭内のいろいろな利用において節水するというのも踏まえて、或いは農業用水、工業用水の需要量とい

うものをもう一度合理的・科学的に予測をすることがあるのですが、これが私はそもそもわからないところがあるのです。今回は、いわゆる発想を転換して供給量をまず抑えようではないかとして、その抑えた限度内においてそれぞれが皆さま、節水する、或いは水需要を管理しようではないかということが大きな流れだと思います。何故その時にそれぞれの用途の科学的、或いは合理的な水需要予測をする必要があるのでしょうか。

荻野委員 (淀川部会)

この中には、供給量を抑えるという考え方はないと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

そんなことはないですよ。供給量には限界があるということですから。

荻野委員 (淀川部会)

需要量を一回見直して、その中に現在の需要量の中に不必要なものとか、効率的に利用されていないものもいっぱいあるだろうということです。そのことから始まって、需要量に必要な分だけは供給していこうということです。その際に、現在この淀川下流において農業用水、工業用水、上水道の需要構造をきちっと分析すると初めて、その中にいろいろなものが出てくるでしょう。必要な量は、琵琶湖総合開発 40 t も含めてダム の操作管理をきちっとやる、要するに総合的なダム群の操作管理と、それから淀川大堰から放流される水量等々を見ながら必要水量は確保できる、そういう仕組みは必ずあるはずなのだというのが、構想なのです。

例えばこれから大幅に人口が増えるとか、大幅に工業出荷量が増えるとか、水需要が非常に大きくなるということが予測されれば、それはまた方向を変えなくてはいけないのですが、今のところ、30年間将来に向かって大きな需要増があるということを想定してやっているのではないのです。むしろ、うまい具合に水を使えば相当量の水が浮いてくるはずだというのがその下敷きにある考え方です。

水が足りないから、はい、供給しますという今までの方向を転換して、どういう水がどのように、どれだけ必要なのだ、それから今まで使っている水の仕組みはどうなっているのだということを1つに考えるというやり方にするということです。それから、もう1つは操作管理規則等々をもう少し見直して、もっと考え直しをして水の有効利用をすれば、そう大きな、環境に影響を与えるような大規模開発は必要ないだろうというのが頭の中にあるわけです。ただ、それが間違っていれば、もう少し編集し直さなくてはならないことになります。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

水需要の中に無駄とか、若干余っている水があるからそれを見直しましょうということになります。今までもそういう努力をしています。今回の大転換というのは、どちらかといえば、使う方がどうだこうだというより前に、例えばダムをつくれれば幾らでも開発が

できるという発想ではなしに、おのずから河川の水には限界があるだろうということで、その限界は何だと言ったら、直接にはどう答えが出るかわかりませんが、そこは生物だとか生態だとか、或いは景観があるのかもしれませんが、川本来からの限界量というものがあると考えた上で、その限界量を決め、その中で人間がどちらかといえば節約するものは節約するという方向に変えるというように私は理解していたのですが、そうではないということですね。

荻野委員（淀川部会）

これは生態系保全の魚の委員に聞いたほうがよいかもしれません。

今本委員（委員会・淀川部会）

すいません。荻野委員の意見は部会での議論と違っています。この文章を書いたのは私です。川の取水に限界があるというのはあたり前のことです。100%取っても無限ではないです。降ってくる雨が一定なわけですから。

それで、現在の淀川の状況はどうかと言えば、限りなく限界に近い、或いは超えているのかもしれないのです。今の言い方を聞いていますと、例えば琵琶湖の水位をもっと下げたり、上げたりしたら、幾らでも供給量を増やすことはできます。でも、そういうことはしないのだというのがこの書いた文章で、そういう議論の中で出てきた文章なのです。それで、今おっしゃっているのは非常に細かなテクニックの話ですね。ここでは考え方の話を議論していますので、ちょっと違うと思います。

荻野委員（淀川部会）

供給可能な量というのは、キャリーオーバー型のダムをつくれれば、ある意味では流域に降った雨を全部ため、何年かに1度の大きな洪水が来た時にそれを放流すればよいわけです。これは、先ほどの長江の三峡ダムとかアスワンハイダムとか、世界の大規模キャリーオーバーダムはそれをやっているわけです。要するに、洪水を全部ためてしまうわけです。そして、淀川下流は水路にしてしまうということは、不可能ではないわけです。だけど、そんなこと言っているわけではなくて、現在のこの時点において需要構造をきちっと見直すことによって新たな追加的な供給を抑制しよう、ある意味では、ここから30年間そんなに大きな水利開発を前提としなくても河川整備計画ができるのではないですかと言いたいのです。

もちろん、そこに魚とか生態系とか、自然生態系を保全する上で必要な流量というのは出てこようかと思えます。それは正常流量とか河川維持用水と言われるところに現在反映されていて、それが河川生態系にとって必要な流量かどうかは生態の専門家からお答え頂けると思えます。それから無限に供給可能だという幻想をやめて、現時点で利口な選択をとるためには、現在の需要構造そのものをきちんと見直しながら需要を中心とした管理体制をつくる、操作管理体制をつくるという仕組みに頭を切りかえてもらいたいということです。



寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今本委員と荻野委員の意見交換ですが、よい場面を見てもらっていると私は思います。

部会の方の中間とりまとめは、先ほども最初にも申しあげましたように、実際に、全部細かいところまであって、全部が同じ議論をして、統一の見解でもってまとめたものではないのです。ですから、まさにこれは一定のとりまとめをもらったものを素材にして、なおまた部会でも議論を発展させていって、そして最終的には統一なものとして提言をしたいと思っています。

ですから、例えば水需要管理といいますが、それぞれが持っている理解とかイメージというのはかなり違います。それをこれから検討していきたいと思っています。今まさに、今本委員が説明された部分、それから、荻野委員が説明された部分、ニュアンスはかなり違うところがあります。これは、他の委員の皆さまもあると思います。

だけど、基本的な発想の転換ははっきり示しています。但し、それが具体的に水需要管理ということがどのような場面でどのように変わってくるかというところは、これから出さなくてはいけないので、いろいろ意見があるよというところは、こうして見てもらったらいいと思っています。

村井河川調査官、何かおっしゃって下さい。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

議論して頂いてきちっと教えて頂ければと思います。端的に言いますと、ちょっと表現は悪いかもかもしれませんが、節水をして水を大事に使ってやっていきましょうかというのか、これしかないからこれでやれというのかというところで大きく違ってきます。

言うならば、ぱっとこの中間とりまとめを見た段階で水需要管理という時に、いわば節水して云々というのは、節水した予測を出してきたら、積み上げ型でそれを供給しようというの、ある意味節水の度合いの問題であって、前と変わらないと思います。その話と、いわゆる供給限界がこれまでですから、この中で何とかしろというような話とは、私の感覚として、全く方向が違うのだと思っています。

そういう意味からいうと、極論として細かい水需要予測はしなくてよいというところが出てきてもしかるべきかなという感覚を持ちます。その辺がちょっと私自身も頭が混乱してよくわかりません。ワーキングでまた議論をさせて頂ければと思います。

川那部委員 (委員会・琵琶湖部会)

いわゆる「河川管理者」が聞いていらっしゃるところが、本当に中心になるところだという気がします。

私の理解は、河川からの取水量には限界があると書いてあることが、そのままのことなのではないかと思っています。琵琶湖部会では書いてありますので、きっとそこところは大きく議論して頂くことになると思います。淀川部会の中でもしご存じでない方がいるといけないので、ちょっと読ませて頂きます。これは琵琶湖の水位の問題ですが、「天然湖であ

る琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖との間には、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。」という言い方がしてあります。これは、「自然の季節的变化が基本になるようにし」と書いてあるわけで、その通りでなければならぬとは書いてありませんが、「基本になるようにし」というのは、ある意味で非常に強い言葉だと思います。つまり、そういう変化があるということをもとにした上で、それをいかに修正し、使うか使わないかという議論があるというのが、琵琶湖部会における議論の対象になっています。という意味をもしも淀川部会でも考えて下されば、今のお話のようなところはどのような議論をして頂ければよいかも、わかって頂けるかという気がして、失礼ながらちょっと言わせて頂きました。

荻野委員（淀川部会）

今本委員が先ほどおっしゃったように、非常に淀川は利水として危ないところにまで来ています。個人的には、琵琶湖、淀川の利水に関する総量規制なり、頭をこういうふうにはんとつけないさいということはなかなか難しいので、平成 13 年、14 年の水準を頭に入れて、将来 30 年という構想をどのように立てるかを想定すれば、必ずしもそういう総量規制、或いは利水限界は、数値目標を置いてやるというようなぎくしゃくしたことはしなくてもよいのではないかとということで、ちょっと希望的かもしれませんが、そんなことを考えています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今、荻野委員がおっしゃったことは、これはいろいろまだ部会の中でも議論していない部分で、これからいろいろ議論をしていきたい部分だと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど村井調査官がおっしゃったことは、我々の認識と随分違うと思ったのですが、河川管理者からこの利水の問題について説明を受けた時に、我々から質問いたしました。水野調査官の時代でした。水需要予測の問題について、どうしていつまでもずっと水需要予測は増え続けるのですかと質問しました。現実の水需要は下降線をたどりつつあります。これから社会は少子高齢化に向かい、そして、経済状態がかつてのバブルのような状態に戻るとは考えられません。そういう中で、今までの水需要予測はどのようにしておられたのですかと質問いたしましたら、水道事業者から出てくる予測を積み上げて水需要予測をしておりますと明快にお答えになりました。それで、我々は、その中身も検証しないで足し算だけやっているのかと、これはちょっとびっくりしたわけです。

それから、農業用水についてもお尋ねをいたしました。そうしますと、確かに許可権者は河川管理者ですが、明治以来の慣行水利権、工業水利権などいろいろありますが、農業水利権に関しては実態を把握しておりませんというお話でした。これも戦後、どんどん経済発展とともに都市化が進み、水田がどんどん減っていく、農地が減っていくというプロ

セスを経てきたわけですが、それが農業水利権の取水量に全く反映されていません。これでは話にならないだろうと、そういうある意味でのいいかげんな需要予測に基づいて、ダム開発をやってきたのですかということになったわけです。

そういうことから、今の荻野委員がお話しなさったように、もう1度その水需要の根拠について調査をして頂いて、利水というものをもう1回考えようとなったのです。そうすれば、多分供給サイドの考え方で進められてきた利水というものが、恐らく需要側からコントロールできるようになるのではないかということで、この思い切った提案がなされ、また寺田部会長からも、弁護士会の環境委員会等においてそういう検討をしてきたのだと、そういうご意見を参考にさせて頂いて、この部会で中間とりまとめとして出したわけなのです。

塚本委員(委員会・淀川部会)

端的に言いますと、先ほど治水の話があって、土地利用の話がありました。要するに、いろいろなひずみが起こってきて、それを合理性あるものに近づけようという時に、土地利用と同じように水も供給し利用してきたわけですが、村井河川調査官が言われた節水については、節水ぎみに政策を進めれば、実態が見えてくるのではないかという意味で、現状を認識する大きな効果があると思います。同時に、水をどのように利用しているのかを、やはり実感するということが大切です。

もう1つは、やはり琵琶湖総合開発がありますが、それは今までの過去3、40年のやってきたことそのもので、これからどうするかということであれば、先ほど治水のところでの開削の問題と同じようなことで、どのくらい自然の要因をちゃんと使いながら、これからどう生活していくのかということであれば、当然、川ということに対しての自然の流量の決まり方、給水できる決め方があるというのではないかと思います。

それともう1つは、使えば必ずエネルギーは使うということと、水に流すというように必ず汚す、不自然にするわけです。その環境負荷もどれだけ抑えるかということも含めて、ある基準を多面的影響を考えながら決めるべきではないかなと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

川上委員のおっしゃった話に関連してということなのかもしれません。

基本的には、私が申し上げたことと特に委員からいろいろおっしゃられていることと、違っていると私自身は認識していません。いわば水がどう実際に使われているかという側からのアプローチ、それは今まで我々サイド、河川管理者の算定がずさんだったところは恐らくあって、きちっとチェックしていくことは、ごくあたり前の話としてよくわかります。

一方で、供給量の限界を何だという話で私が申し上げたかったのは、需要サイドの話から決まってくる、現実的にはそんな感覚は持つのですが、全くそれと関係ない供給サイドの方から、これが限界ですよという物の決まり方がするのでしょうかと申し上げたかったのです。それは、世の中にはこれしか水がないというような物の言い方だとして、そうい

うのであるならば、節水から本来、恐らく地道にといったら変ですが、アプローチをしてくると反対側からのアプローチになりますねということです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今言われていることは、どちらの視点から見るかというアプローチのことなので、それほど違ってないと思います。ただ、供給を制限するのだと、供給には限界があるのだという表現をもって、供給の視点から物を言うのか、それとも需要というものが従来、まさに過大な需要というものを基本に置いて、水はいくらでも使えますよということ、それを実現してこられたわけです。これを根本的に是正するというのですから、その需要というものを厳しく見て、そして、本当に必要かどうかという視点から需要を管理しますよという点でちょっと表現が違うと思います。

しかし、最終的には、需要を厳しく見て何を目標にするかといえば、供給量には限界がありますということ、ですから、私はあまり違わないと思います。だけど、今回この中間とりまとめで言っているのは、もちろん供給というものにはおのずから限界があるということからスタートしますから、そういうものをやはり頭に置いて、需要というものについては厳しく見直しをする必要があるということ、を言っていると思います。

それから、節水というものは、従来は利水対策としてやったことはないのです。湯水対策としては節水はやったが、いまだかつて、水需要を管理するという視点から節水ということはやってないのです、全く。場面は違いますが、まさにこういう水需要管理の大きな施策の基本になりますよということ、今回は言っているわけであって、従来とは全く意味合いが違いますから、重要な部分だと思います。

非常に細かい施策内容を書いています、枝葉末節の1つの政策を言っているのではなくて、これは非常に大きな利水面の対策としての根幹に関わる対策ですよということ、を言っていると思います。ですから、その辺のところと、それから、先ほど荻野委員もいろいろおっしゃって頂いた辺の問題は、この部会としてやはりこれからもっと議論をしなくてはいけないと思いますし、それから、本日はもう時間がないので議論を続けることはできませんが、水利権の見直しは、どのような形で可能なのかとかいうようなことも、もっと部会内で議論をしていかなくてはならないと思います。

それで、進行ばかり気にしなくてはいけないものですから、4時半を一応本日の終了と考えますと、今4時5分なのです。本日の進行としては、あと次回の部会開催の日を決めなければなりません。それは、本日の意見交換の状況を見て、次回の部会をいつに入れるかと、何をするかということを実は決めたいと思っております。

それから、この前の論点ワーキングで少し議論をして頂いて、中途半端に終わっているのですが、河川管理者間のこの意見交換とは別に、最初にも申し上げましたように、自治体の方、それから地域の住民の方々との意見交換を、できれば8月までの間にはやりたいと思っております。意見交換をどういう形で実施をしていくのかというのは、ある程度短期的な問題で限度がありますので、その辺りをちょっと皆さまで意見を出して頂く必要が

あります。利水の部分は一部しか議論できませんでしたが、これは続行させて頂くということで、河川管理者の方はよろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）  
（うなづく）

寺田部会長（委員会・淀川部会）

あと、2つの大きい項目、利用の部分があります。これは、中間とりまとめ発表以後も、利用面からの要望等、意見も地域のいろいろの方から出されておりますので、なかなか大事な微妙な問題でもありますから、十分議論をしたいと思います。それからもちろん大きなテーマである環境面からの問題も本日は全くやっておりませんので、残るこの問題を次回、できれば、6月中に一度部会を開いて、意見交換をしたいと思っております。進行に関して何かご意見がありましたら、おっしゃって頂きたいと思っております。部会長代理、どうですか。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今、部会長からお話がありましたが、まず住民意見を聴取するという話と、それから河川管理者との間ともう1回意見交換をするということ、2つあるわけですが、やはり取り敢えずは早急に、そういうもう1回意見を交換する場というのは決めておく必要があるのではないかと思います。

それから、意見聴取に関していろいろな意見が出ていますので、これに関しても、例えば名張だとか枚方だとか京都だとかがありますから、それぞれの地方自治体ごとに何らかの機会を設けて意見交換をして、また今後の中間とりまとめに対して反映するというのも考えていかないといけないと思っておりますし、そういう点でよろしいですか。

川上委員（委員会・淀川部会）

淀川部会の作業部会の一員といたしまして非常に悩んでいることは、今、この中間とりまとめについて河川管理者の方々と議論しているわけですが、かなりそれぞれの専門の委員の専門的な立場から、それから私たちのような流域の市民の理想とするところから、このとりまとめがまとめられているわけですが、現実には、実に多くの一般の方々からたくさんのご意見を、淀川水系流域委員会が始まって以来頂いているわけです。

これらを全て検証いたしまして、そして最大公約数という形でとりまとめをするということは不可能な話ですが、時間的な制約もあり、物理的な制約もあった中で、これから一般の方々から頂いている意見をどういう形で認識し、理解し、そしてこのとりまとめの中に入れていくかという作業が大変だと思いますけど、やらなくてはいけないと思っております。

それで、まことに申し訳ないですが、いろいろな制約がある中で、現実に私自身も、頂いている一般の意見に全て目を通してというわけではありません。そういう機会というか、部会として、或いは委員会もそうかもしれませんが、持つ必要があるのではないかと

と思っておりますけど、いかがでしょうか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

もうちょっと具体的に、どういうことですか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

今の検討会か、もしくは違う検討会かワーキンググループをつくって、まず集まったご意見全部にとにかく目を通して、そして論点別に整理をして、そして両極端の意見、それから真ん中の意見を少し整理して、皆さまにお諮りする必要があるのではないかと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

まず次の部会を決めさせてもらいましょうか。

次の部会は、先ほど言いましたように、本日積み残した問題を最優先としてやるということです。それで、資料の 3-3 をちょっと見て頂きたいのですが、6 月には、まず 6 月 6 日に委員会があって、6 月 16 日は淀川部会のワーキンググループと、それから部会の学習会があります。それで、6 月 23 日にはシンポジウムがあります。これも資料で本日のお手元の中に入っていると思いますが、こういう中で 6 月中にやるというのはなかなかタイトですが、6 月中にやりましょうね。

16 日の検討会の後の方がよいのだらうと思いますが、16 日以降の分で、17 からの週と 24 からの週、つまりシンポジウムを終わってからの週かその前の週か、どちらかで幾つか言っていきますので、都合の悪い委員の方だけ手を挙げて頂けますでしょうか。

24 日はどうでしょうか。月曜日、午後です。ご都合のつかない委員の方は。

特別ご意見がないので、24 日の月曜日の 1 時半から、本日の積み残しの問題を中心として、次の会をやらせて頂くということにさせていただきます。

それから次に、今、川上委員からも意見が出まして、先ほど部会長代理からも意見がありました。河川管理者との意見交換以外の作業をどういう具合にやっていくかということがあります。それで、川上委員がおっしゃったことは、今までに寄せて頂いている意見をいろいろ整理をするという作業班をつくって、そして意見を吸収するというをやったかどうかというご意見です。それは、そういう文書によって今まで出ている分です。それ以外に積極的にこちらから出かけて行って、いろいろ意見聴取するという部分として、関連の地方自治体との意見交換と、地域住民の方との意見交換があると思いますが、その点で何かご意見はありませんか。

山本委員 (淀川部会)

私は、寄せられた意見はほぼ全て目を通して読ませて頂いています。この中でお忙しい委員の方もいらっしゃると思いますが、それが義務かなというのがあって読んでおります。

それで、いろいろな意見があるということも承知していますし、それをどう交通整理をし

たらよいのかというのは、物すごく難しいことだと思います。それで、以前来て頂いて意見を言って頂いたものはすごくよかったと思いますし、やはり多数の意見以外にも、ここにはない視点とか重要な指摘というのが来ておりますので、そういった点について、やはり検討をもう1度かけていかないといけないかなとは思っております。

ただ、この場に及んで、まだこの流域委員会のことはご存じなかったというような、そんなに話が進んでいるのかというような声も聞いております。それで、そしたら意見を出して下さいと言ったら、文書で出すということはちょっととか、ここまで足を運ぶのはちょっとというようなことも、一般住民の方のお気持ちとしてはあるのかなと思います。ですから、もう少し、工夫をして、出かけていってお聴きする、もっと多方面に働きかけるということが必要だなと思っております。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

そしたら、どうでしょうか。時間もあまりありませんから、提案として、庶務と部会長代理と私の方で、地方自治体との意見交換、それから、今の地域住民の方との意見交換をやるためのたたき台をつくります。それを委員の皆さまにファクスして意見を頂いて、それで今度の時の検討会もしくは部会で決めるということにさせていただきますでしょうか。本日ここで意見をどうぞと言っても、なかなか具体的に出ないと思いますからそういうことにさせていただきますでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ついでに申し上げます。例えば質問の項目がいろいろ挙がっている中で、漁業権に関して、当然これは私が関与しなければいけないと思っていたのですが、既に原田委員から答えが出ているのですが、まるで違うのですよ。この辺のことを調整する機会は他の委員の方もあると思います。相互に関係しながらそれぞれ違いがありますが、そういう議論をしたり、自分の考えを披瀝したりするチャンスがないですね。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

それは、論点別ワーキンググループでやっています。漁業権の問題については、利水と部分に入っていますから、そこで議論してもらえばよいのではないかと思います。

渡辺委員（淀川部会）

利水のグループに来て頂けるものと思っていました。専門の方が別のグループにお入りになっていたのが、漁業権については、原田委員と、中でかなりの議論をしておりますので、次の機会の時には是非、加わって頂きたいと思っています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

一度スケジュール案をつくってみますので、意見をお出し頂きたいと思っております。

最後になりましたが、本日お見えの皆さまからご意見等ありましたら、お出し頂きたい

と思います。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

渡辺委員 (淀川部会)

ちょっと済みません。自治体との意見の交換会ですが、あくまでも淀川水系の、いわゆる淀川部会の管轄する範囲の自治体ですね。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

淀川部会の管轄する範囲内ということになります。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

ほかに特にご意見がある方はないようですから、庶務に戻します。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、次回の部会ワーキングは6月16日ということで、場所は決まり次第、庶務の方からご連絡いたしたいと思います。6月24日が次回の部会ということです。

先ほど荻野委員からご提供頂きました資料が本日添付漏れになっておりましてまことに申し訳ございませんでした。受付にご用意しておりますので、ご覧頂ければと思います。

これをもちまして淀川部会を終わらせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

以上